

【PTA要覧 目次】

1. 『PTA規約』

2. 『PTA慶弔内規』

3. 『PTA細則・PTA組織図』

4. 『地区図』

(5. 『PTA役員・常置委員氏名/PTA緊急連絡網 及び 児童数』)

※5. については、毎年更新したものを配布します。各自で差し替えをお願いいたします。

(次年度差し替え分の配布まで、大切に保管してください。)

1. 大和市立深見小学校PTA規約

第1章 名称および事務局

第1条 本会は大和市立深見小学校PTAと称し、事務局を深見小学校に置く。

第2章 目的および活動

第2条 本会は父母と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の健全な育成をはかると共に、会員相互の教養を高めることを目的とし次の活動を行う。

1. よい父母よい教職員となるための学習を行う。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
3. 児童の教育環境を改善する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会と目的を同じくする他の団体機関、地域社会と協力し合う。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 学校の人事その他管理に干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員となることのできる者は、次の通りである。

大和市立深見小学校児童の保護者および教職員。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有し、会費を納めるものとする。

会費の徴収及び例外事項に関しては第14条にて定める。

第5章 役員及び会計監査委員

第6条 本会の次の役員および会計監査委員を置く。

会長－1名、副会長－2名、書記－2名、会計－2名、会計監査委員－3名

第7条 役員および会計監査委員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を統括し、総会、役員会、運営委員会、常置委員会を招集して、役員会、運営委員会、常置委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代理する。
3. 書記は、総会、役員会、運営委員会、常置委員会等の通知発送など活動に関する重要事項を記録保管し、本会の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を処理し、予算および決算を総会に報告する。
5. 会計監査委員は会計帳簿を監査し、総会に報告する。会計監査委員は、役員・常置委員・選出委員および特別委員を兼ねることはできない。

第8条 役員および会計監査委員の任期は4月から次年度定期総会までとする。ただし再任はさまたげない。4月から定期総会までは引き継ぎ期間とし、その期間内の校内外の活動は新役員にて対応する。また欠員が生じたときは、会長が後任者を推薦し、運営委員会の承認を得る。任期は、残任期間とする。

第6章 選出委員会

第9条 本会の役員ならびに会計監査委員の候補者を推薦するために選出委員会を設ける。

第10条 選出委員会は、各地区1名、教職員1名で毎年6月に構成する。

第11条 選出委員会は、会員10名以上が推薦した立候補者を含めた役員および会計監査委員の候補者を選考し、指名する。

第12条 年度末の運営委員会で役員および会計監査委員を報告し、次年度定期総会で承認を受けたときに任務は終了し、委員会は解散する。

第7章 会計

第13条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入をあてる。

第14条 会費は月額250円とする。

1. 会費の徴収は3期に分けて(徴収月は5月、9月、1月)、期毎にまとめて徴収し、一旦徴収した会費は返納しない。但し下記2の事項の条件を満たす会員は除く。

2. 転出する会員に関しては、転出した翌月以降の会費を返納する。

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 総会

第16条 総会は全会員をもって構成され本会の最高決議機関である。

第17条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年5月末までに1回開催し、総会では、事業計画と予算の審議決定、事業報告、決算および役員ならびに会計監査委員の承認をする。臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第18条 総会は委任状を含め、会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9章 役員会

第19条 役員会は役員および校長、教頭をもって構成する。

第20条 役員会は次の任務を行う。

1. 本会の目的達成のための基本的な企画を行い、運営委員会にはかる議題につき検討する。

2. 関連機関および団体との連絡、調整・事務処理を行う。

3. その他必要な事項。

第10章 運営委員会

第21条 運営委員会は総会につぐ決議機関である。

第22条 運営委員会は役員、校外指導委員会、学年学級委員会、広報委員会(以下常置委員会とする。)の正副委員長、校長、教頭および特別委員会のある場合はその正副委員長をもって構成する。

第23条 運営委員会の任務は次の通りである。

1. 常置委員会の計画事項を総合調整し、年間計画を立てる。

2. 総会に提出する議案および報告書の作成をする。

3. 会計収支の状況により予算の立案主旨に反しない限り、予算を更正することができる。

4. その他必要な事項を協議決定する。

第24条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第11章 常置委員会および特別委員会

第25条 常置委員会は委員をもって構成し、正副委員長は委員の互選により会長が委嘱する。

第26条 常置委員会の各委員の選出ならびに会の運営については細則で定める。

第27条 特別委員会は特別な事項について必要があるときには運営委員会の議決により、これを設けることができる。特別委員会はその任務が終了したときに解散する。

第28条 役員および校長・教頭は常置委員会、特別委員会に出席して意見を述べるすることができる。

第12章 細則

第29条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて運営委員会の同意を経て定める。

第13章 改正

第30条 この規約の改正は運営委員会で必要を認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに総会に提出し、総会出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。

附則

- 1、本規約は昭和32年5月7日制定し同日より有効
- 2、昭和34年2月1日市制施行により名称変更
- 3、昭和35年5月22日一部改正
- 4、昭和37年4月15日一部改正
- 5、昭和39年4月21日一部改正
- 6、昭和42年6月10日一部改正
- 7、昭和47年4月15日一部改正
- 8、昭和54年3月10日一部改正
- 9、昭和59年3月24日全面改正
- 10、平成元年3月11日細則一部改正
- 11、平成2年2月26日細則一部改正
- 12、平成5年2月26日細則一部改正
- 13、平成6年2月26日細則一部改正
- 14、平成6年3月10日規約一部改正
- 15、平成7年2月25日細則一部改正
- 16、平成10年3月7日規約一部改正
- 17、平成14年5月24日規約一部改正
- 18、平成15年3月8日細則一部改正
- 19、平成16年1月24日規約一部改正
- 20、平成16年1月24日細則一部改正
- 21、平成17年5月23日規約一部改正
- 22、平成18年2月27日規約一部改正
- 23、平成19年5月21日規約一部改正
- 24、平成20年5月19日規約一部改正
- 25、平成21年3月11日細則一部改正
- 26、平成22年5月18日規約一部改正

27、平成27年5月22日規約一部改定

28、平成30年1月11日細則一部改正→学年学級委員及び広報委員の定数変更

29、令和2年2月3日細則一部改正→校外指導委員の定数変更

2. 深見小学校PTA慶弔内規

1. 慶事

(1) 範囲 職員のみとする。

(2) 内容 職員に転退職のあった場合は、3,000円の記念品代をおくこととする。

2. 見舞

火災見舞 会員の住居が火災による被害を受けた場合は、見舞金として5,000円をおくる。

3. 弔事

(1) 範囲 会員及び児童とその保護者とする。

(2) 内容 供花又は香典として5,000円をおくる。

4. 前項までに含まれない事項及び、前項1、2、3の事項についてその時の状況等により、考慮を要することがあればそのつど運営委員会で決定する。(内規の改訂も含む)

5. この慶弔内規は昭和55年5月21日運営委員会で審議決定

6. この慶弔内規は昭和57年1月14日運営委員会で審議一部改正

7. この慶弔内規は昭和59年3月5日運営委員会で審議一部改正

8. この慶弔内規は平成15年3月8日運営委員会で審議一部改正

9. この慶弔内規は平成17年3月5日運営委員会で審議一部改正

10. この慶弔内規は平成30年3月6日運営委員会で審議一部改正→3、弔事 (1) 範囲、(2) 内容を変更

3. 深見小学校PTA細則

第1章 常置委員会

第1条 本会の委員会は地区から選出された委員(地区選出委員)、学年から選出された委員(学年学級選出委員)、および教職員をもって構成する。

第2条 本会の地区は次の13地区とする。

- ① 光丘東 ② 光丘南 ③ 光丘西 ④ 境橋 ⑤ 宮上 ⑥ 宮下 ⑦ 要石 ⑧ 菊園 ⑨ 南1・2区
⑩ 南3区 ⑪ 南4区 ⑫ ブライトピア ⑬ グランシーナ ⑭ メイツ

第3条 学年学級委員会

1. 学年学級委員会は、学年学級選出委員(クラス数×2名以上)と教職員をもって構成する。

2. 学年学級委員会は、学年・学級PTA活動に協力し、学校と家庭及び学年学級間連絡に努める。また家庭教育・学校教育への理解を深め、一般的教育を高めるための活動を行う。

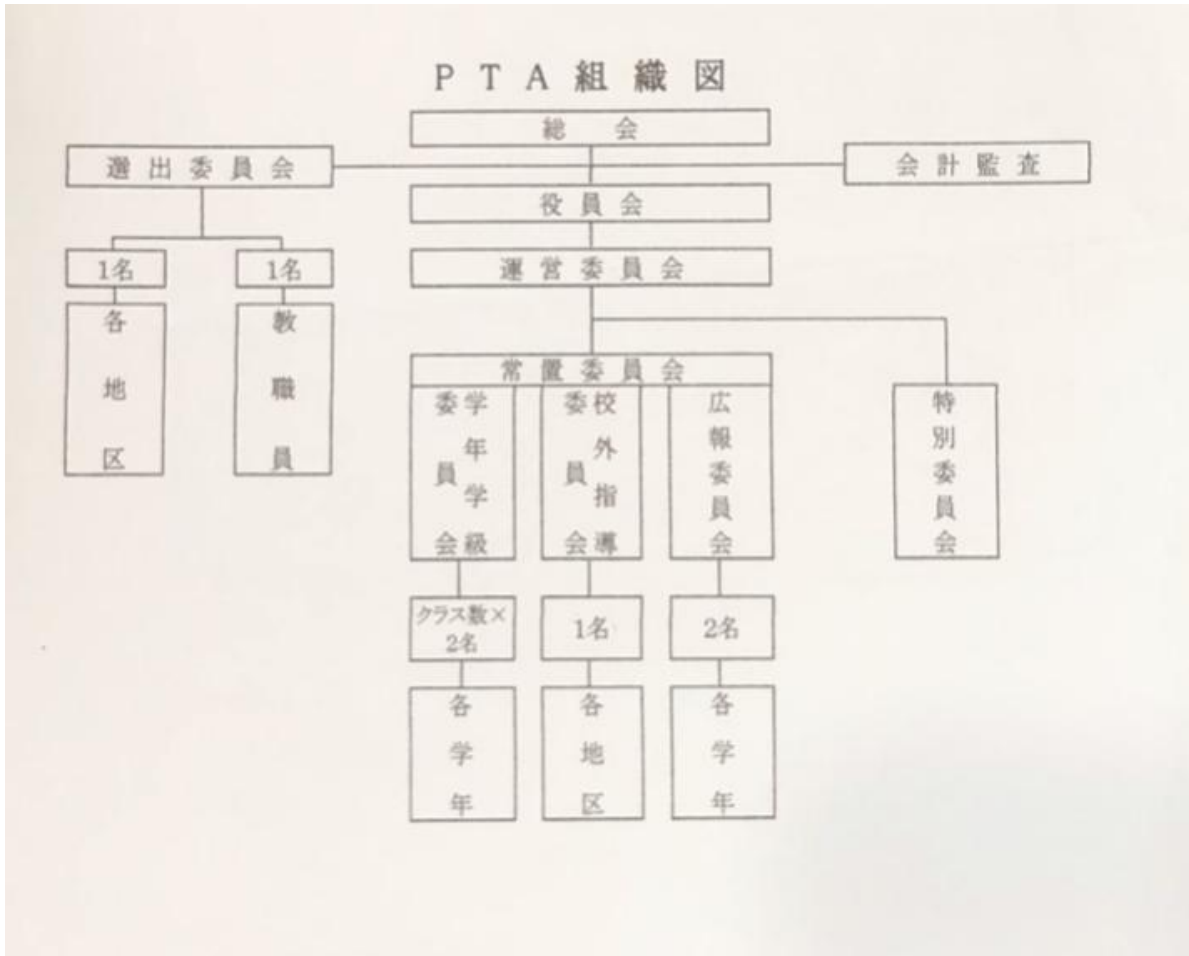
第4条 広報委員会

1. 広報委員会は、学年学級選出委員2名と、教職員をもって構成する。

2. 広報委員会はPTA活動の状況を伝え、会員の意識向上に努め、会員相互の意志の疎通をはかる。

第5条 校外指導委員会

1. 校外指導委員会は、地区選出委員1名と教職員をもって構成する。
2. 校外指導委員会は、校外における児童の安全を確保し、児童の健全育成をはかるために地域の
人々と協力し、互いに連帯意識を高めつつ環境の改善と共によりよい地域社会を作るよう努め
る。



4. 地区図

